

《郡山市からのお知らせ》

令和7年2月4日からの大雪による災害救助法の適用により、
住宅が『**大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊**』の被害を受け、
自ら修理する資力のない世帯に対し、
『**被災した住宅の日常生活に必要な
最小限度の部分の応急修理**』を市が実施します

1 対象要件

以下の3つの要件全てを満たす方（世帯）

(1) **大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊の被害を受けた方**

※準半壊に至らない「一部損壊」の場合は対象になりません。

※全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。

(2) **応急修理を行った後、修理した住宅で生活を続ける方**

※住宅の応急修理は、自宅で日常生活を継続できるようにするための制度です。

※駐車場、倉庫、店舗、農業用施設など、住宅以外は対象になりません！！



(3) **応急仮設住宅等を利用しない方**

世帯の収入要件については「資力に関する申出書」により判断します。

2 手続きの窓口

り災証明書の申請



応急修理の申請

【申請先】・資産税課(市役所西庁舎 2階)

・各行政センター(富田・大槻を除く)

日時 平日の午前8時30分～午後5時15分

電話 り災証明専用ダイヤル：024-924-2111

※郵送及びオンライン申請も可能です。

詳しくは市ウェブサイトをご確認ください。



り災証明書の判定が「準半壊以上」だった場合で、上記「対象要件(1)～(3)」を全て満たす方は、
応急修理制度の申請が可能です。

【申請先】住宅政策課(市役所本庁舎 3階)

日時 平日の午前8時30分～午後5時15分

電話 024-924-2631

※制度の詳しい内容や申請書類等は、市ウェブサイトをご確認ください。



3 申請期限

令和7年4月23日(水)

4 限度額

住戸1戸あたりの応急修理限度額

(全壊)、大規模半壊、中規模半壊、半壊	717,000円
準半壊	348,000円

※限度額を超える費用や本制度対象外の工事費用は自己負担となります。

※応急修理は市が業者に依頼し、修理費用を市が直接業者に支払う制度です。

また、修理の着手前に申込みが必要になります。

既に修理が終了し、支払が完了している場合は対象となりません。

5 応急修理の工事例

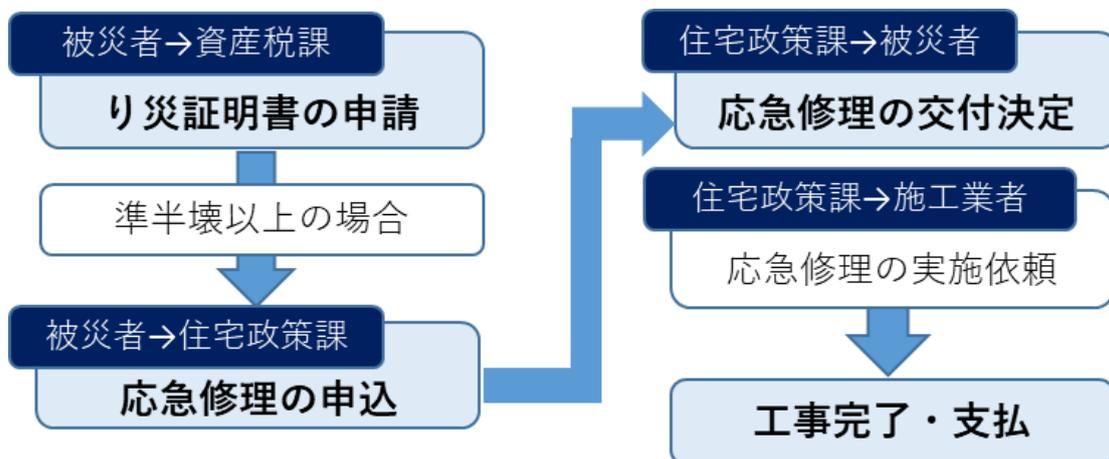
本災害による損傷で、かつ日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。

【応急修理の工事例】

- ・壊れた屋根の補修
- ・破損した柱梁等の構造部材の取り替え
- ・破損した外壁の補修
- ・壊れた建具の補修
- ・割れたガラスの取り替え
- ・壊れた給湯器の補修 等

※家電製品（エアコン、室外機含む）は対象になりません。

《申請の手続きフロー》



《注意事項》

応急修理制度を申請される方は、
被害箇所・修理箇所が分かるよう
必ず「**写真**」を撮影してください。